

(様式 1-3)

福島県 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成30年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

| | | | | | |
|----------|-----------------------|---------------|----------------------|------|----------|
| N.O. | 77 | 事業名 | 帰還に向けた身の回りの放射線不安対策事業 | 事業番号 | (3)-24-2 |
| 交付団体 | 福島県 | 事業実施主体(直接/間接) | 福島県(直接) | | |
| 総交付対象事業費 | (19,142) 31,415千円) | 全体事業費 | 56,089(千円) | | |

帰還環境整備に関する目標

避難指示区域(旧区域を含む)において、帰還の促進に向け、身の回りにあるものに対する放射能汚染への不安を抱えている住民からの相談等への対応を行い、不安を払拭する。

事業概要

- ・避難指示区域(旧区域を含む)では、住民から「住居周辺や屋外にあるもの(長期避難で残置されていた物やごみなど)が放射能に汚染されていないか心配。」「汚染されたものをどうすればよいかわからない。」等の相談がある。
- ・このような、身の回りにあるものに対する不安を抱えた住民からの相談に対し、現地調査や対象物の線量測定等を行い、その結果を踏まえた助言や、市町村等、関係機関への連絡・情報提供を行う。(汚染物の処置等、住民への個別具体的な対応については連絡・情報提供を受けた関係機関が行う。)
- ・避難指示区域の多くの市町村で避難指示が解除され、今後、住民の帰還が進むことに伴って、住民からの相談や線量測定依頼が増加すると見込まれることから、それに的確に対応するため本事業を実施する。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成30年度>

- ・相談窓口となる事務所を、避難指示・解除区域12市町村内に設置。(浪江町を想定。)
- ・事務所に相談員を常駐させ、住民からの相談への対応や現場調査、対象物の線量測定等の業務を実施。
- ・相談や現地調査等の結果を踏まえ、住民への助言や、市町村等関係機関に連絡・情報提供を実施。

(※窓口の運営等については業務委託により実施)

<平成31年度以降>

- ・上記事業を引き続き実施。

地域の帰還環境整備との関係

住居周辺等、身の回りにあるものの放射能汚染に対する不安を抱えた住民からの相談対応等を実施し、不安を払拭することにより、住民の速やかな帰還につなげることができる。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

| |
|-----------|
| 関連する基幹事業 |
| 事業番号 |
| 事業名 |
| 交付団体 |
| 基幹事業との関連性 |

位置図

避難指示・解除区域 1 2 市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村）を事業対象地域とする。

相談窓口の拠点となる事務所は、上記 1 2 市町村内に設置する。（浪江町を想定。）